② 金融機関は、この場合において、申込みに係る住宅資金借入者に対して住宅資金の貸付けに係る債権を有する他の金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構等がいるときは、その者との緊密な連携を図るよう努めるものとすることとした。（第五条第二項関係）

4 金融機関による方針の策定、説明書類の縦覧、行政庁への報告等

(1) 対応措置の実施に関する方針の策定等

金融機関は、中小企業者等から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応を円滑にとることができるよう、対応措置の実施に関する方針の策定、対応措置の状況を適切に把握するための体制整備等の必要な措置を講じなければならないこととした。（第六条関係）

(2) 対応措置等に関する説明書類の縦覧

金融機関は、六月を超えない一定の期間ごとに、対応措置の状況及び体制整備等の措置の概要に関する事項等を記載した説明書類を作成し、営業所等に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととした。（第七条関係）

(3) 行政庁への報告等

① 金融機関は、六月を超えない一定の期間ごとに、対応措置等の詳細に関する事項を行政庁に報告しなければならないこととした。（第八条第一項関係）

② 都道府県知事は、報告を受けたときは、内閣総理大臣等に通知するものとすることとした。（第八条第二項関係）

③ 内閣総理大臣は、おおむね六月に一回、報告及び通知をとりまとめ、その概要を公表するものとすることとした。（第八条第三項関係）

(4) 検査及び監督におけるこの法律の趣旨の尊重

行政庁は、銀行法等の規定による金融機関に対する検査及び監督の実施に当たり、この法律の趣旨を十分に尊重するものとすることとした。（第九条関係）

5 政府の責務

(1) 金融機関による対応措置の実施に係る政府の責務

政府は、金融機関が業務の健全かつ適切な運営を確保しつつ、適切かつ円滑に信用供与についての対応及び中小企業者等から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応をとることができるよう、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の適切な運用等の必要な措置を講ずるよう努めるものとすることとした。（第一〇条関係）

(2) 信用補完事業の充実のための措置等

① 政府は、中小企業者に対する金融機関の信用供与の円滑化を図るため、信用保証協会が行う中小企業者に関する信用補完事業の充実に係る財政上の措置を講ずるものとすることとした。（第一一条第一項関係）

② 政府は、信用保証協会における人的体制の整備等の中小企業者に関する信用補完事業の適切かつ円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとすることとした。（第一一条第二項関係）

6 その他

政令への委任規定、行政庁を定める規定、権限委任規定、罰則規定等、所要の規定を設けることとした。（第一二条～第一八条関係）

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、対応措置の実施に関する方針の策定等に係る規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。（附則第一条関係）

8 失効

この法律は、平成二三年三月三一日限り、その効力を失うこととした。ただし、同日までに行われた債務の弁済に係る負担の軽減の申込み等に係る事案については、同日後もなおその効力を有することとした。（附則第二条関係）

◇中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二七五号）（金融庁）

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二二年一二月四日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二三年二月一日とすることとした。

◇中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令（政令第二七六号）（金融庁）

1 中小企業者の範囲

(1) 中小企業者の要件である一般事業に係る業種の範囲として、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種とすることとした。

(2) 中小企業者として、その行う事業の特性を勘案し法律に掲げる者に準ずるものと認められる者として、①資本金の額等が三億円以下の会社並びに従業員の数が九〇〇人以下の会社及び個人で、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）を主たる事業とするもの、②資本金の額等が三億円以下の会社並びに従業員の数が三〇〇人以下の会社及び個人で、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を主たる事業とするもの、③資本金の額等が五、〇〇〇万円以下の会社並びに従業員の数が二〇〇人以下の会社及び個人であって旅館業を主たる事業とするもの、④農事組合法人及び⑤中小漁業融資保証法施行令第一条第三号に掲げるものとすることとした。（第二条関係）

2 金融機関と特殊の関係のある者

金融機関と特殊の関係のある者として、金融機関の子会社等、銀行を子会社等とする親会社等、銀行を子会社等とする親会社等の子会社等及び金融機関の関連会社等とすることとした。（第三条関係）

3 大会社と特殊の関係のある者

大会社と特殊の関係のある者として、大会社の子会社等及び関連会社等とすることとした。（第四条関係）

4 都道府県知事より通知を受ける大臣

都道府県知事が金融機関より受けた報告を通知する大臣は、内閣総理大臣及び農林水産大臣とすることとした。（第五条関係）

5 金融機関への検査・監督に係る根拠法律

法律の趣旨を尊重して実施する検査及び監督の根拠となる法律を、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、労働金庫法、農業協同組合法、水産業協同組合法及び農林中央金庫法とすることとした。（第六条関係）

6 その他

主務省令への委任規定、権限委任規定、報告の経由規定等、所要の規定を設けることとした。（第七条～第一〇条関係）

7 施行期日

この政令は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成二一年一二月四日）から施行することとした。ただし、体制整備に係る報告の規定は、平成二二年二月一日から施行することとした。